三　変更後の登録校正事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　本部
東京都新宿区新宿七丁目二十三番五号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　札幌支所
北海道札幌市北区北三十六条西四丁目二番五号第二泊ビル二〇六号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　仙台支所
宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目二十七番地の三
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　新潟支所
新潟県新潟市中央区沼垂東一丁目六番二号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　新潟支所金沢分室
石川県金沢市大豆田本町ハ十七番地二犀川MIビル二一三号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　大宮支所
埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目二番地八第二益山ビル二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　東京主管支所
東京都新宿区新宿七丁目二十二番五号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　横浜支所
神奈川県横浜市都筑区池辺町三七五七番三自動車会館二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　名古屋支所
愛知県名古屋市昭和区滝子町二十九番十九号愛知県自動車会館東館三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　大阪支所
大阪府東大阪市長田東三丁目三番三十二号東洋交易ビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　広島支所
広島県広島市西区観音新町一丁目十八番九号第二菱興ビル二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　広島支所岡山分室
岡山県倉敷市鳥羽八十番地十八中庄コリーヌ西F一〇一
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　高松支所
香川県高松市松島町一丁目十三番十号カントビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　福岡支所
福岡県福岡市博多区諸岡三丁目二十五番二号杵の川ビル一〇二号
四　変更の日
平成二十四年四月一日

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十四年四月六日
防衛大臣　田中　直紀
日時　平成二十四年四月十八日（予備、同月十九日から同月二十二日まで）の〇六〇〇から二〇〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦十隻、航空機二機
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十四年四月六日
防衛大臣　田中　直紀
日時　平成二十四年四月十八日（予備、同月十九日から同月二十二日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦等　自衛艦十隻、航空機二機
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十四年四月六日
防衛大臣　田中　直紀
日時　平成二十四年四月十八日（予備、同月十九日から同月二十二日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦十隻、航空機二機
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十四年四月六日
防衛大臣　田中　直紀
日時　平成二十四年四月十七日（予備、同月十八日及び十九日）の〇六〇〇から十八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦六隻、航空機二機
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。